

ケアマ NET 一宮 委員会による入会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、ケアマ NET 一宮（以下「本会」という）会則（以下「会則」という）第3条第1項の規定に基づき、本会への入会に関する委員会決議の基準を定めることを目的とする。

(入会基準)

第2条 入会を希望する居宅介護支援事業所の、本会への入会に関する規則を定める。

2 入会に関する規則を、以下の各号に定める通りとする。

(1) 一宮市内に事業所を設置していること。（法人の所在が一宮市内であっても、居宅介護支援事業所が一宮市外の場合は、一宮市外事業所とみなす。（以下「市外事業所」という）

(2) 入会を受理する単位は、愛知県指定居宅介護支援事業者番号の取得単位とする。

(市外事業所における入会基準)

第3条 委員会決議を要する市外事業所の、本会への入会に関する規則を定める。

2 市外事業所及び、本規則第2条第2項第1号により市外事業所とみなされる事業所の入会基準は、以下の各号に定める通りとする。

(1) 会則第3条第1項の「但し、特別な事情と委員会により認めた場合は、市外事業所であっても入会ができる」とする入会基準とは、入会希望事業所が入会申請時にあって、その担当している利用者の大半（概ね半数以上）が一宮市の介護保険被保険者であることが必要である。これを証するものは自己申告制とし、入会申請書に「入会希望理由書」（書式は任意にて、申請時点の利用者が概ね半数以上である旨の内容を記載し、申請者の公印を要する）を添付してもらい、入会申請の受付とする。

(2) 入会申請の受付後の委員会による入会の受理基準は、入会希望事業所が会則に賛同され、前号の基準要件を満たし、入会申請時にあって市外事業所数が、本会総会員数に0.1を乗じた数（小数点以下、切り上げ）まで入会を受理することができるものとする。

【例；入会申請時、本会会員数73事業所×0.1=7.3 → 8事業所まで入会可】

(3) 市外事業所は、1法人1事業所までの入会を認めることができるものとする。

(4) 本条に規定する入会の受理は、委員の過半数以上で成立し、議事は過半数をもって決定する。

(改正)

第4条 この規則の改正は、委員会の議決を経なければならない。

附 則

1. この規則は、平成19年6月21日から施行する。

2. この規則の施行時点で、すでに本会に入会することを承認されている事業所は、この規則の適用があったものとみなす。